

白石町 子ども読書活動推進計画



平成 28 年 1 月
白石町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 白石町子ども読書活動推進計画策定の基本方針	
1 子ども読書活動の意義	2
2 読書活動の現状	2
3 白石町子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	5
第2章 読書活動推進のための施策	
1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	7
2 読書活動を推進するための連携や支援	11
3 「白石町子ども読書活動推進計画」推進のための啓発	11
第3章 施策の効果的な推進に向けて	
1 施策の方向	11
資料	12

はじめに

国は、読書のもつ計り知れない価値を認識し平成13年に「子供の読書活動の推進に関する法律」を公布し、施行しました。

同法は、読書活動が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない環境整備の推進を目的に施行されたものです。

また、佐賀県においても平成16年に「佐賀県子ども読書推進計画」が策定され子どもの読書活動が推進されているところです。

読書は知識や情報を得るためだけでなく、私たちに心のぬくもりや安らぎを与え、豊かな感情・情緒を育むものであり、心の糧となるものです。さらに、幼年期における^{※1}読み語りは、子どもの心の発達を促すとともに、その後の読書活動に大きな影響を与えます。

今後の激しい社会の変化の中で生きていくことを考えるとき、子どもたちが読書の喜びや楽しさを実感できるような読書環境の整備をはかるために「白石町子ども読書活動推進計画」を策定します。この推進計画では、平成27年度から平成31年度までの5ヵ年間の読書活動推進の方策を示しています。

※1 読み語り

読み聞かせが一般的表現ですが、子どもに語りかけるという意味で、読み語りという表現にします。

第1章 白石町子ども読書活動推進計画策定の基本方針

1 子ども読書活動の意義

読み語りや読書は、言葉や言葉のもつ意味を知り、表現力や創造力を高め、子どもたちに感動や喜びを与えてくれます。感動や喜びは、豊かな人間性を育み、生きる力となり、子どもたちがその後の豊かな人生を送るための糧となるものです。

しかし、子どもたちを取り巻く現状は、学習塾・文化活動・テレビゲーム・インターネットなどの時間が多くなり、子どもたちが読書から遠ざかる一因になっています。このような状況を少しでも打破するために、子どもたちが読書の喜びや楽しさを実感できるような読書環境の整備に取り組みます。この読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校、図書館などが互いに連携して進めることが重要です。

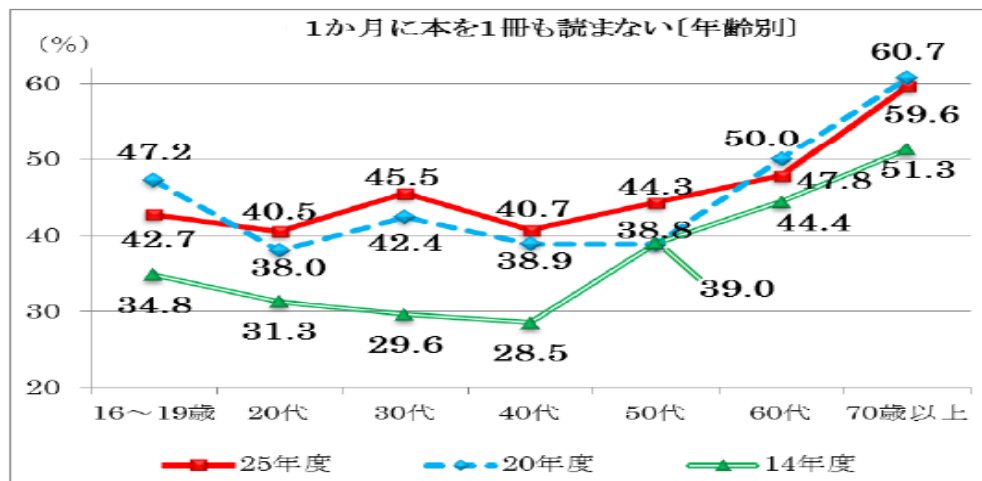
2 読書活動の現状

今、テレビやビデオ・インターネット等様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化による活字離れが懸念され、学校においては、「朝の読書」「調べ活動」などの取組がなされています。

また「子どもの読書活動の推進に関する法律」も施行され、国や県による読書活動への支援が行われています。子どもの読書活動を支えるのは言うまでもなく大人であり、大人が読書に親しんでこそ町民全体の読書活動の推進の力となるのです。

ある新聞社の平成25年の読書に関する全国世論調査によれば、1ヶ月に本を1冊も「読まない」と回答した人の割合を年齢別にみると、70歳以上（59.6%）で他の年代より高く6割となっています。一方20歳代（40.5%）及び40歳代（40.7%）では、他の年代より低く、約4割となっています。過去の調査結果（平成14、平成20年度）と

比較するとすべての年代で平成14年度調査より「読まない」の割合が増加していて、ますます国民の本離れは深刻になっています。

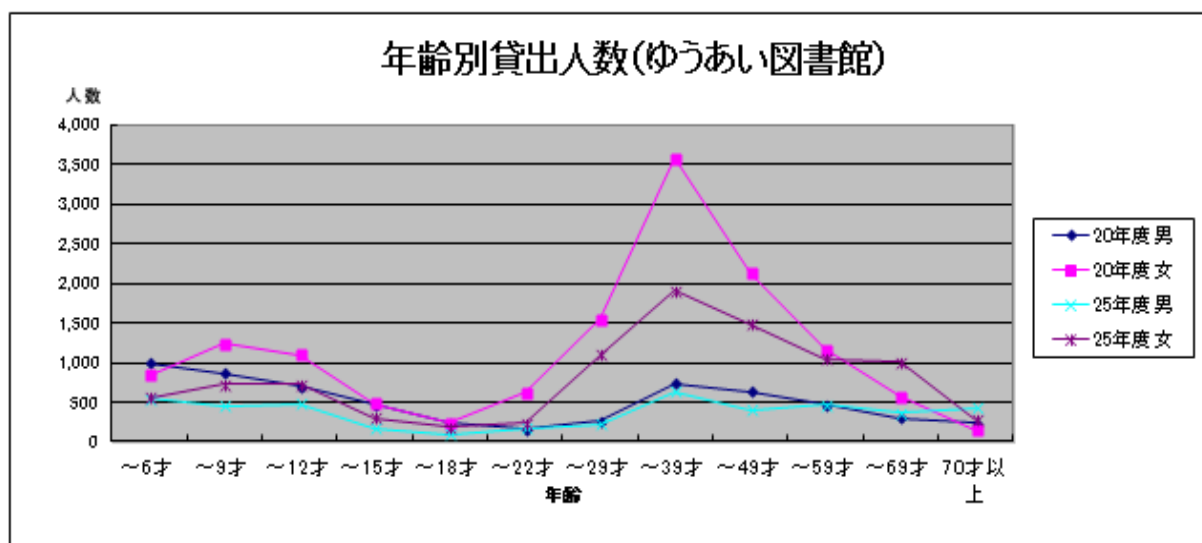


本町の図書館においても、5年前と比較すると小学校・中学校とも利用者は、大幅に減少しています。

年齢別貸出人数(ゆうあい図書館分)

(人)

		～6才	～9才 (低学年)	～12才 (高学年)	～15才 (中学)	～18才	～22才	～29才	～39才	～49才	～59才	～69才	70才以上	計
20年度	男	992	867	703	464	242	153	261	731	629	468	304	231	6,045
	女	846	1,235	1,095	477	242	616	1,542	3,577	2,126	1,162	575	148	13,641
	計	1,838	2,102	1,798	941	484	769	1,803	4,308	2,755	1,630	879	379	19,686
25年度	男	548	454	482	172	92	174	219	640	397	468	371	434	4,451
	女	556	722	729	302	187	237	1,099	1,904	1,481	1,044	1,012	279	9,552
	計	1,104	1,176	1,211	474	279	411	1,318	2,544	1,878	1,512	1,383	713	14,003



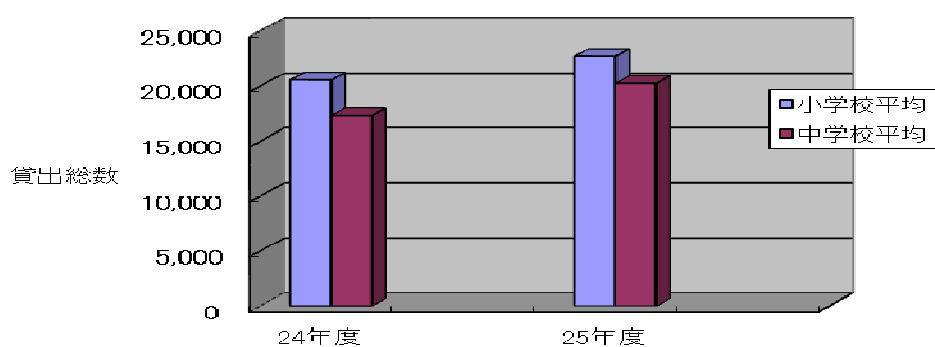
平成25年度では小学校で年間平均143.1冊、中学校では29.8冊になっており、中学校は小学校の20％になっています。

学校図書館での貸出状況

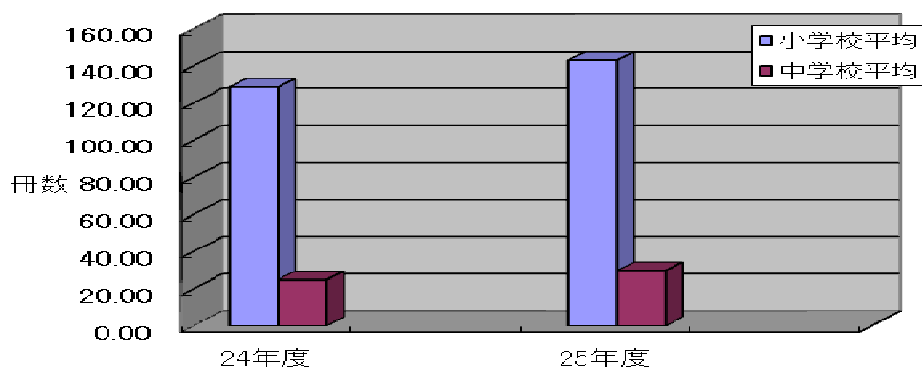
(冊)

学校名	貸出総数		一人当たり貸出冊数	
	24年度	25年度	24年度	25年度
小学校平均	20,573	22,695	128.48	143.07
中学校平均	17,338	20,256	24.69	29.79

学校図書館での貸出状況



学校図書館一人当たり冊数



(1) 国による取組

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行しました。これは、子どもの読書活動に関し「基本理念」を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに必要な事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

この法律に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、平成20年3月には第二次基本計画が策定されました。

また、平成25年5月には第三次基本計画が策定され、おおむね5年間の国の施策の新たな方向性として、平成24年から平成34年までの10年間で不読率を半減させることを目標に策定されました。

(2) 県による取組

平成16年7月に「佐賀県子どもの読書活動推進計画」が策定され、基本方針と具体的方策が示されました。

3 白石町子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

子どもが、生涯にわたる読書習慣を身につけるためには、乳幼児期から本に親しみ、子ども自身が発達段階に応じて読書の楽しさを知ることができる環境を社会全体で取り組む必要があります。

(1) 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進

子どもたちが心豊かに育っていくためには、子どもが自主的に楽しく読書に親しむ習慣を身につけることが重要です。

このためには、大人が読書の意義を理解して、読書する姿勢を示すことで家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みに広げていくことが求められています。

(2) 読書活動推進のための施設、図書館資料等の整備・充実と情報の提供

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、子どもが身近に本に接することができる学校図書館、ゆうあい図書館、楽習館、有明公民館図書室等の施設が果たす役割は大きく、それぞれが機能を十分に発揮するために、施設、設備や図書資料等の充実が必要です。自館にない資料などは、県内図書館の相互貸借システムの活用により、蔵書不足をカバーするなど、子どものニーズに合わせたサービスの向上が求められます。また、図書館のホームページや町広報紙等による図書館資料の情報提供の充実とともに、学校図書館や県立図書館等との連携により、調べ学習への支援などますます重要になってきます。

(3) 図書館（図書室）、学校、幼稚園、保育園、民間団体、地域等の連携・協力

子どもの読書活動を効果的に推進するため、子どもの読書活動に関わる図書館（図書室）、学校、幼稚園、保育園、公民館等や民間団体が連携・協力し、読み聞かせなどを行い、読書を推進する体制を整えて取り組むことが重要です。

また、地域の中で、子どもに必要な本が身近にあり、おはなし会などの楽しむ機会があることが望まれます。それと同時に、地域の大人が子どもの読書に対して理解を深め、共に楽しむことが大切です。

(4) 子どもの読書活動推進のための人材育成および社会的気運の醸成

子どもの読書活動の普及を図るためには、図書館職員、教職員、学校司書、保育士、保健師、ボランティアなどこれに関わる人材の育成が重要です。

また、町民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが読書に対し意欲を高めるよう、あらゆる機会に普及啓発を図ることが必要です。

第2章 読書活動推進のための施策

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 家庭における読書活動の推進

① ^{※2}ブックスタート事業による保護者への啓発（本の世界への導き）
絵本の読み語りなどで親子のふれあいが豊かになり、子どもの心の健やかな成長が促進されます。絵本を通して親子の絆とコミュニケーションを深めるための子育て支援としてブックスタートを実施します。

② 家庭における読書活動（本の楽しみ）

家庭での読書は子どもたちにとって心の栄養です。読み語りは子どもにとってこの上ない喜び、楽しみです。読書は親子のコミュニケーションの質を高め、子どもの社会性を育む大切な基礎となります。

③ 「読書の日」（ノーテレビデー）《ノーゲームデー》の推進（本に親しむ環境づくり）

各家庭でテレビを見ない日（ノーテレビデー）《ノーゲームデー》を設け、家族で一緒に本を読んだり、読み語りをしたりするなど、本に親しむ環境づくりを推進します。



※2 ブックスタート 乳幼児が絵本と初めて出会い親子のきずなを深める運動です。

(2) 図書館における読書活動の推進

① 図書館の資料の充実

年齢や男女を問わず、幅広い子どもたちに親しんで利用できるようさまざまなジャンルの資料の充実を図ります。

② 障がいを持つ子どもたちが利用しやすい環境の整備

大活字や点字の資料・車いすでも利用できるバリアフリー対応とし、書棚等のスペースに配慮します。

③ 調べ活動や課題の参考となる資料の充実

学校図書館と連携をとり、調べ活動や課題の参考となる資料の充実を図ります。

④ 相互貸借制度の有効活用

図書館にない資料で町民の要望のあった資料については、他の図書館から借り受ける相互貸借制度を活用し、町民のニーズに対応します。

⑤ お話会やイベント等の充実

読み語りサークル等と連携し、月2回の図書館でのお話会を行います。また工作会などを実施し、図書館利用の機会を増やします。

⑥ 出張お話会の充実

読み語りサークル等と連携し、保育園・育児サークル等への読み語りや対面朗読などの読書サービスの向上を図ります。

⑦ ブックスタート事業の実施

乳児検診等でのブックスタート事業の充実を図り、読書する喜びを得る手助けをします。

⑧ 職員の資質の向上

職員研修の充実を図り、専門的なサービスの向上を進めます。

⑨ 公民館図書室の充実

公民館図書室は、蔵書の充実によりサービスの向上を進めます。

また、町内図書館・図書室の連携をとり、貸出、返却ができるようにします。

(3) 学校での読書活動の推進

① 読書習慣の確立

読書の時間を各学校の教育活動の中に位置づけ、子どもたちが読書習慣を確立できるようにします。

② 団体貸出等の利用

ゆうあい図書館や県立図書館と連携をとり、調べ活動用の資料の団体貸出制度を有効活用します。また、町内の学校図書館をネットワークでつなげることで、相互の貸借も可能とし、資料提供の充実を図ります。

③ 学級文庫の充実

家庭で眠っている本（なるべく新しいもの）の提供を呼びかけ蔵書の充実とともに、本（読書）への関心を高めます。

④ 定期的な読み語り会・ブックトーク等の開催を行う。

読み語りサークル等と連携をとり、学校での定期的な読み語を行うとともに、小学生・中学生が保育園等で読み語りや劇などをして、本の楽しみを共有します。（中学生による小学校での実演）

⑤ イベントの開催

図書館まつりの開催や、多読者の表彰を実施し、読書への関心を高めます。

⑥ 本の情報提供

定期的に図書館便りを配布するとともに、目につく場所に本や図書館の情報を掲示します。^{※3}「家読」を奨励し、家族で読むのに適した本の紹介を行い、読書への啓発を図ります。(おすすめ本リストを作成します。)

(4) 幼稚園、保育園における読書活動の推進

- ① 園における、毎日の絵本の読み聞かせの実施により、読書への関心の基礎をつくれます。
- ② 園だより等で、絵本やお話会の紹介を行い保護者への読み語りへの関心を高めます。
- ③ 家庭にねむっている絵本の寄贈をお願いし、園児の身近なところへ絵本を設置します。
- ④ 保育士の意識の高揚、読み聞かせの技術の向上など読書に関する研修を充実します。

(5) 地域での読書活動の推進

- ① 「読書の日」(ノーテレビデー)《ノーゲームデー》の設置を提案し、各家庭での読書に親しむ日を奨励します。
- ② 読み語りサークルによる訪問お話を保育園・育児サークル等で実施し、読書への関心を高めます。
- ③ 放課後児童クラブへの本の貸出し等を行い、読書活動を推進します。

^{うちどく}
※3 家読 家で家族と一緒に読書することによって、家族のコミュニケーションを図ることができ、家族のきずながさらに強くなることを願っている運動です。

2 読書活動を推進するための連携や支援

(1) 町民・読み語り団体間などの交流や連携・支援

- ① 図書館は読み語りサークルなどのボランティア団体が行う活動を支援します。
- ② 図書館と読書団体の相互交流や連携を深めイベント等を開催します。

(2) ボランティアの育成と支援

- ① 「おはなし会」や読み語りのできるボランティアを育成します。
- ② 図書館・公民館図書室で働くボランティアを育成します。

3 「白石町子ども読書活動推進計画」推進のための啓発

- (1) 白石町の読書週間を設けます。
- (2) 広報紙・図書館だよりなどで、新刊や行事などのPRを行います。
- (3) ポスターを作成し、公共機関や書店へ掲示します。

第3章 施策の効果的な推進に向けて

1 施策の方向

「白石町子ども読書活動推進計画」を推進するためには、子どもに親しみのある魅力的な施設と十分な資料、そして、子どもと本をつなぐ人材の育成が必要です。町全体で取り組む姿勢と、子どもにかかわる施設や団体の人々が、情報交換を密にし、連携して読書環境の充実に向けて協力していきます。



【子どもの成長と読書活動の関わり】

	乳児	幼児	小学生	中学生
	0才～1才未満	1才～6才	7才～12才	13才～15才
家 庭	読み語り			
	「読書の日」の実施			
	図書館・図書室利用促進			
学 校 幼稚園 保育園		読み語り(紙芝居等を含む)		
			一斉読書	
				読書会
	絵本などの提供		学校図書館の利用促進	
地域社会 図書館 図書室 放課後児童クラブ 育児サークル			読書感想文・感想画コンクール等の取組	
		地域の図書館・図書室の利用促進		
		お話会等の活動(民間団体等の支援)		
具体的な関わり の 例				

ゆうあい図書館蔵書統計（H26 年 3 月末）

（冊数）

一般	総記	746	児童	総記	125
	哲学	1,636		哲学	173
	歴史	2,238		歴史	673
	社会	3,735		社会	701
	自然	2,693		自然	1,050
	技術	3,849		技術	449
	産業	1,251		産業	271
	芸術	4,051		芸術	724
	言語	605		言語	321
	文学	3,090		文学	5,594
	小説	4,511		参考	218
	計	28,405		計	10,299
郷土		352	絵本		4,092
参考		542	紙芝居		324
文庫		1,598	雑誌		3,143
	計	2,492		計	7,559
本合計		48,755			

A V	ビデオ	353
	C D	893
	D V D	585
	合計	1,831

総合計	50,586
-----	--------

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における

子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

白石町内図書館・図書室

白石町楽習館

所在地	〒849-1112 佐賀県杵島郡白石町大字福田 1312 番地 1
利用時間	4 月～9 月 午前 10 時～午後 6 時まで 10 月～3 月 午前 10 時～午後 5 時まで ただし、土曜日・日曜日は午前 10 時～午後 5 時まで
休館日	毎週月曜・祝日(その日が月曜日に当たる時はその翌日) 8 月 13 日～15 日 12 月 28 日～1 月 4 日
蔵書冊数	平成 26 年度 13,800 冊 郷土資料 54 冊 視聴覚資料 ビデオ 181 点 DVD13 点
ブックボックスの貸出を白石4地区の保育園に2月に1回、30 冊貸出をしている。 ゆうあい文庫 150 冊 偶数月に入替をしている。 ケーブルテレビでの楽習館の紹介、特設コーナー、新刊図書の紹介を行っている。 今後、幼児期から多くの本と触れ合うことが出来るよう、児童向けの紙芝居、絵本など読み聞かせ用の本などの充実をさせたい。	

有明公民館図書室

所在地	〒849-1204 佐賀県杵島郡白石町大字坂田 275 番地 1
利用時間	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
休館日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
蔵書冊数	平成 26 年度 7,444 冊 郷土資料 100 冊 視聴覚資料 無
ゆうあい文庫 100 冊 奇数月に入替をしている。 有明地域の方にとっては、家から近い。古いがあらゆるジャンルの本が揃っている。 座席数は 10 席で少ないが比較的落ち着いた雰囲気があり、夏休みやテスト期間中の利用も多い。	

ゆうあい図書館

所在地	〒849-0401 佐賀県杵島郡白石町大字福富 3535 番地 1
利用時間	4 月～9 月 午前 10 時～午後 8 時まで 10 月～3 月 午前 10 時～午後 7 時まで ただし、土曜日・日曜日・祝日は午前 10 時～午後 5 時まで
休館日	毎週月曜・最終木曜日・特別整理日 祝日(こどもの日・海の日・文化の日を除く) 12 月 28 日～1 月 4 日
蔵書冊数	平成 26 年度 47,737 冊 郷土資料 514 冊 視聴覚資料 1,941 点
貸出点数	図書・雑誌 5 点 視聴覚資料 2 点
団体貸出	本 10 点 紙芝居 5 点 1 か月以内
毎月第 2・第 4 土曜日お話し会 14:30～・毎月ゆうあい教室・こどもまつり・図書館まつり	

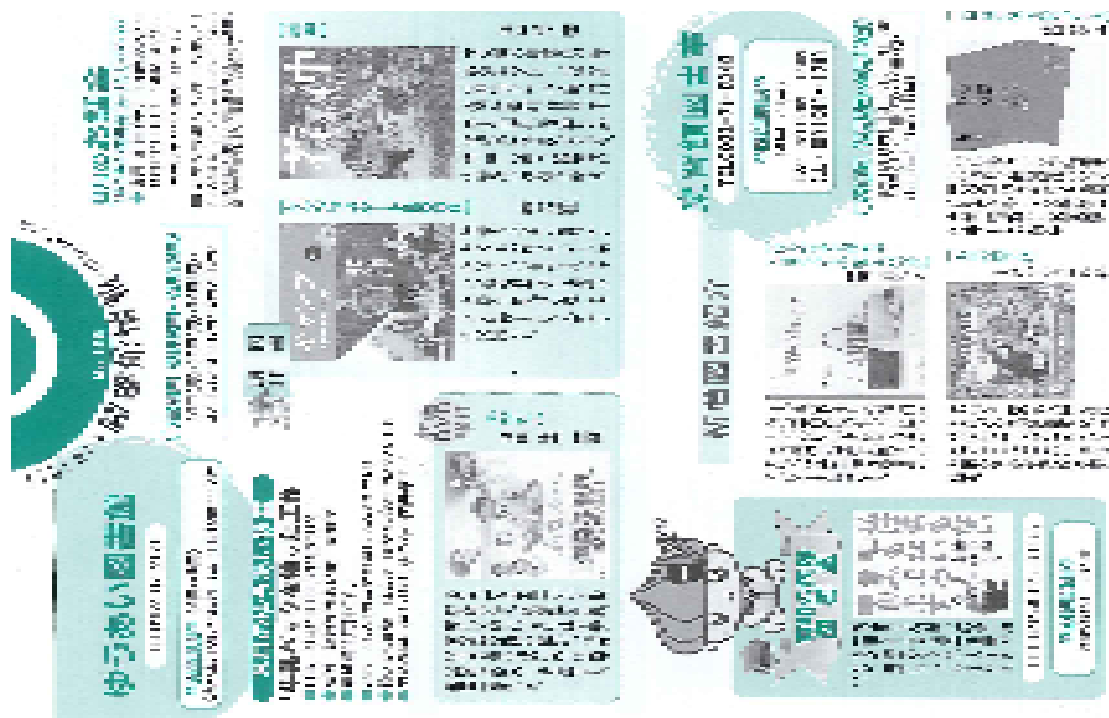
白石町内 読み聞かせグループ等一覧

	グ ル ー プ 名	活 動 内 容
1	白石小学校親と子の読書会	読み聞かせ
2	六角小学校親と子の読書会	読み聞かせ
3	須古小学校親と子の読書会	読み聞かせ
4	有明東小学校親と子の読書会	読み聞かせ
5	お話し会「ありあけ」	読み聞かせ・人形劇
6	有明東小学校朗読ボランティア 「もこもこ」	読み聞かせ
7	ラベンダー会	読み聞かせ
8	やよい会	読み聞かせ
9	お話し会「ムッピー」	読み聞かせ
10	めぐりえ	読み聞かせ
11	ブックトークひまわり	読み聞かせ

上記読み聞かせグループ等へのお問い合わせはゆうあい図書館まで連絡をお願いいたします。(電話 0952-87-2171)

町広報紙を活用した広報活動

毎月、生涯学習課は町広報紙に図書館情報を掲載しています。
また、ゆうあい図書館では、図書館だよりを4月・10月に全戸配布し、7月・3月に小学生版図書館便りを発行しています。



小学生
ゆうあい図書館だより
と しょうかん
ゆうあいにしょかん けんわ0962-87-2171
ゆうあいにしょかん

夏休みには、ゆうあい図書館へ行こう!

7月のゆうあい教室は
『読書感想文の書き方』
日時 7月20日(月曜日・海の日)
13:30~15:00
対象 ①小学1・2・3年生(15名)
(定員) ②小学4・5・6年生(15名)
※申込みが必要です。定員になりましたら、しめきります。
持ちてくるもの
・感想文を書くかと思っている本1冊
・筆記用具
・参加費は無料

読書感想文におすすめの本コーナーもあります。本選びの参考にしてくださいね!

講座の後、ゆうあい図書館にあるおすすめの本の紹介をします。さらに、読書感想文におすすめの本コーナーもあります。本選びの参考にしてくださいね!

おはなし会

7月11日(土) 7月25日(土)
8月 8日(土) 8月22日(土)
9月12日(土) 9月26日(土)
時間 14:30~
場所 おはなしのへや

牛乳パックを使った工作

日時: 8月23日(日) 13:30~
場所: 福音ゆうあい館 研修室
※申込みが必要です。定員(15名)になり次第しめきります。
くわしくはチラシやポスターをみてね!

夏休み宿題の本コーナー

夏休みの宿題 におすすめの本のコーナーがあります。目録 研究 の本や工作の本などありますよ。

ゆうあにつづく

白石町子ども読書活動推進計画策定委員

項	団 体 名	氏 名	
1	白石町図書館教育部会 (会長 白石小学校長)	宮山 健 秋山 博	平成 26 年度 平成 27 年度
2	社会教育委員代表	大串 京子	
3	福富小学校 P T A 役員 (小学校 P T A 代表)	野中 優美 永江 竜一	平成 26 年度 平成 27 年度
4	有明中学校 P T A 会長 (中学校 P T A 代表)	藤原 録郎 樋口 孝幸	平成 26 年度 平成 27 年度
5	ブックトーク「ひまわり」 (読み聞かせ団体代表)	大隈 順子	
6	おはなし会「ありあけ」 (読み聞かせ団体代表)	片渕 直美	
7	鹿島市民図書館長 (学識)	野崎 千代美	

(白石町図書館運営協議会委員兼務)

期間 平成 26 年度～平成 27 年度

読書は心の栄養

読書活動は子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め想像力を豊かなものにし、人生を深く生きる力を身につけていく上で欠くことの出来ないものである。

読書に期待される効果についてのカテゴリー

	心理的側面	学力的側面
長 期	〈心の成長〉 ・ 感受性を育む ・ 自己形成 ・ 耐性力向上 ・ 他者への共感	〈学力の向上〉 ・ 思考力を身につける ・ 想像力を身につける ・ 読解力向上 ・ 表現力を高める ・ 知識を得る
短 期	〈心の癒し〉 ・ 改善 ・ 安定	〈学習意欲の向上〉 ・ 集中力 ・ 好奇心

出典：鈴木 佳苗(2012).読書の意義と効果 社会教育 2012 年 11 月号,no.797.14・19.

